

第 101 回倫理委員会議事要旨（2025 年 11 月 21 日）

I 日時：

2025 年 11 月 21 日（金）13:00～14:50

II 場所：

公認会計士会館 6 階 601 会議室及びオンライン会議

III 出席者：

○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外の委員を示す。

武藤智帆（委員長）、小林尚明（副委員長）、小林大志（副委員長）、狩野茂行、北山久惠、
栗原祐介、小松義明（※）、友野敦史、山本香子、吉村智明、
井村知代（※）（オブザーバー）

○ 日本公認会計士協会

藤本貴子（副会長）、和久友子（常務理事）

IV 議事要旨：

◆ 審議事項

1. 倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」の改正公開草案（外部の専門家の作業の利用）について

委員長から、国際会計士倫理基準審議会（International Ethics Standards Board for Accountants : IESBA）から 2025 年 9 月に公表された外部の専門家の作業の利用に関するスタッフ Q&A を受けた、倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」の改正に係る公開草案について説明がなされた。

なお、当日欠席の委員から事前に受領したご意見については、委員長が代読し、回答した。

【主なご意見】

○ 外部の専門家の適性、能力及び客觀性を評価する作業は、当該外部の専門家が作業を開始する前に完了する必要があるかどうかを問う Q290-1-3 の回答において、適性、能力及び客觀性の評価が完了する前に外部の専門家が作業を開始する必要のあるやむを得ない状況が生じる可能性があるとされているが、「やむを得ない」という表現は、原則に対する例外を意味しているのか。

（ご意見への回答）

➤ 原則に対する例外というよりは、外部の専門家が作業を開始する前にその適性、能力及び客觀性の評価を完了するべきであるということを示すために、「やむを得ない」とい

う表現を用いている。表現については検討したい。

- 外部の専門家が必要な適性、能力及び客観性を有していると会員が結論付けることが困難であるか、又は結論付けることができない状況に直面した場合、当該外部の専門家の作業を受け入れるようにプレッシャーを受ける可能性があることを念頭に置くことが重要であるとの規定について、念頭に置いて何をするのかが明確ではない。
- 外部の専門家が必要な適性、能力及び客観性を有していなかったとしても、会員が、時間的な制約や新たな外部の専門家を探すことが困難であることにより、外部の専門家の作業を受け入れざるを得ない様々なプレッシャーを受ける可能性があると理解した。「念頭に置く」の表現については、十分注意が必要であるというニュアンスが伝わるような表現がよいと考える。「留意が必要」も一つの案ではないか。
- 利用した外部の専門家に必要な適性、能力及び客観性がなかった場合であっても、当該外部の専門家が作業を実施したからにはその作業を利用しようと判断することがないよう、「留意する」や「意識する」という表現がよいと考える。

(ご意見への回答)

- IESBA の Q&A においても、念頭に置いて何をするのかについては記載されていない。表現については検討したい。
- 外部の専門家とは、会計事務所等所属の会員と契約している専門家であるとの規定について、契約には、雇用契約も委任契約も含まれるため、契約している専門家という表現だとあらゆる専門家が入ってしまうのではないか。

(ご意見への回答)

- 倫理規則の外部の専門家の定義では、「臨時職員を含め、会計事務所等又はネットワーク・ファームの社員等又は専門業務を行う従業者は、外部の専門家に当たらない。」とされているが、実務ガイドンスにはその説明がないため、誤解が生じないよう表現については検討したい。
- 書面提出が求められる外部の専門家の客観性の評価に関連する情報について規定されているが、実務上、これらの情報を収集することは困難ではないか。情報の提供者は、会員ではなく外部の専門家であるため非常に難しいと考える。
- 現在会員が利用している独立性チェックリストのような、外部の専門家がどのような情報を提供する必要があるのかが分かるツールがあると、外部の専門家も情報提供を行いやさいのではないか。
- この規定は、客観性の論点であり独立性とは違う論点であるため、例えば、外部の専門家が事業体に対する金銭的利害を有していたとしても、それだけで客観性がないという結論にはならないと考えている。そのような理解であれば、実務上対応可能であると考える。

(ご意見への回答)

- 情報の収集のためのツールについては検討したい。外部の専門家が事業体に対する金銭的利害を有していたとしても、外部の専門家の客観性に対する阻害要因の水準の評

価を行い、その阻害要因を除去又は軽減する対応策（倫理規則第 390.8 A6 項、第 390.18 A3 項及び第 390.18 A4 項等参照）を講じた上で客観性を判断することになるため、金銭的利害を有しているだけで客観性がないという結論にはならないと考える。要求事項として、「外部の専門家の客観性の評価に関する情報を書面で提出するよう、外部の専門家に依頼すること」と「外部の専門家が必要な客観性を有しているかどうかを評価すること」が求められている。

2. 倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」の改正公開草案（倫理規則改正に伴う適合修正）について

委員長から、IESBA から 2024 年 4 月に公表された IESBA 倫理規程改訂（タックス・プランニング業務）を踏まえた倫理規則改正及び IESBA から 2025 年 1 月に公表された IESBA 倫理規程改訂（サステナビリティ及び外部の専門家の作業の利用）を踏まえた倫理規則改正公開草案を受けた、倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」の改正（倫理規則改正に伴う適合修正）に係る公開草案について説明がなされた。

【主なご意見】

- Q520-1-1 の共同マーケティングについては、非常に重要な論点であると考えるが、このような重要な規定を倫理規則から実務ガイダンスに移設する背景を教えていただきたい。（ご意見への回答）
 - 倫理規則では、監査業務の依頼人又はその経営者との間で、共同マーケティングを含む密接なビジネス上の関係を有することは原則として禁止されている。第 520.4 A2 JP 項では、共同マーケティングには該当しない事例が挙げられているが、本規定は日本固有の規定であり、IESBA 倫理規程には定められていない。本規定は倫理規則を適用するに当たっての考え方を示したものであるため、倫理規則の適用上の留意点や具体的な適用方法の例示を実務上の参考として示す実務ガイダンスに移設することが適切であると判断した。

◆ 報告事項

1. IESBA-JSS（基準設定主体）会議報告について

常務理事から、IESBA-JSS（基準設定主体）会議について説明がなされた。

【主なご意見】

- 会計事務所等の文化及びガバナンスのプロジェクトについて、日本だけでなく、大多数が倫理規程において定めるべきではないと考えているのか。（ご意見への回答）
 - 全体的に本プロジェクトに関する懸念が示されている。

2. 会員からの職業倫理相談状況について

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp